

公開版

質問番号：令和元年度 質問第3号

答申番号：令和元年度 答申第4号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁が平成30年12月25日付けで行った、障害等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条第3項に規定する障害等級をいう。以下「等級」という。）3級の精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳をいう。以下「手帳」という。）の交付決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。請求人の症状は従前から変わっておらず、本件処分によって等級が2級から3級に下がった具体的理由・根拠を明確にしてほしい。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

本件処分は適正な事務手続及び札幌市精神保健福祉センター（以下「センター」という。）における請求人の精神障害の状態についての公正な審査判定により行われたものであることから、本件処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 請求人は、有効期限が平成28年12月27日から平成30年12月31日までとされた手帳の交付を受けていた。当該手帳には、等級が2級である旨が記載されていた。

イ 平成 30 年 12 月 5 日、請求人は、処分庁に対し、法第 45 条第 4 項の規定に基づく手帳の更新申請（以下「本件申請」という。）を行った。本件申請に係る申請書には、請求人を診療する医師が作成した診断書（以下「本件診断書」という。）が添付されていた。

ウ 平成 30 年 12 月 10 日、処分庁は、本件申請について、センターに対し等級の審査判定を依頼した。

エ 平成 30 年 12 月 25 日、センターは、本件診断書の記載内容に基づき、請求人の等級を 3 級と判定し、その旨を処分庁に通知した。

オ 平成 30 年 12 月 25 日、処分庁は、前記エの判定結果に基づき、請求人に対し、本件処分を行った。

カ 平成 31 年 1 月 23 日、請求人は、本件処分に係る審査請求をした。

（2）判断

本件申請から本件処分に至る手続の形式面において、違法又は不当な点は認められず、また、請求人には精神疾患が存在することが確認でき、精神疾患（機能障害）の状態は 2 級又は 3 級のいずれかに該当するものということができ、能力障害（活動制限）の状態は 3 級に該当することが確認できることを総合的に考慮すると、請求人の等級を 3 級と判定したことが不適当であるとまではいえないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、平成 31 年）

2月7日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
3月7日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
4月1日	審査庁が、前記審理員のうち 1 名の指名を取り消し、新たな審理員 1 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
4月15日	口頭意見陳述の実施
4月22日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
4月26日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和元年）

5月22日	審査庁が、本審査会に諮問
6月28日	第1回調査審議（令和元年度第4回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

手帳の交付を受けている者は、2年ごとに、施行令で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならず（法第45条第4項）、当該認定の申請（手帳の更新申請）は、医師の診断書又は年金手帳等を添えて行うものとされている（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第1号及び第2号並びに第28条第1項）。都道府県知事は、手帳の更新申請について、医師の診断書を添えたものである場合は、精神保健福祉センターで判定を行い（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）別紙第3の1(2)）、申請者が施行令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、その者の手帳に必要事項を記載した後に当該手帳を返還し、又は先に交付した手帳と引換えに新たな手帳を交付しなければならない（施行令第8条第2項）。

なお、都道府県が処理することとされている前記認定に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市が処理するものとされており（法第51条の12第1項、施行令第13条、地方自治法第252条の19第1項第10号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36第1項）、札幌市においては、当該認定に係る事務は、市長から保健福祉部長に委任されている（札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第8号）。

また、前記の「施行令で定める精神障害の状態」とは、施行令第6条第3項に規定する等級（障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級）に該当する程度のものとされており（同条第1項）、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであれば2級に、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものであれば3級にそれぞれ該当するものとされている。そして、

その等級の判定の基準は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準通知」という。）により示されており、この判定基準通知の運用に当たっては、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項通知」という。）に示された事項に留意することとされている。

そこで、本件について見ると、本件申請に対し、センターが本件診断書に基づき請求人の等級を3級に該当するものと判定し、処分庁が当該判定結果に基づき本件処分を行ったことが認められるところ、判定基準通知別紙及び留意事項通知別紙1において、等級の判定は、「精神疾患の存在」、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」の確認を行った上で、精神障害の程度を総合的に判定して行うものとされている。

まず、「精神疾患の存在」について、本件診断書において、請求人の主たる精神障害として「うつ病」が記載されていることから、精神疾患の存在を確認することができる。

次に、「精神疾患（機能障害）の状態」について、「うつ病」は気分（感情）障害に分類され、判定基準通知別紙の表の「精神疾患（機能障害）の状態」の欄に等級の判定基準が示されている。当該基準によると、気分（感情）障害については、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期が持続したり、頻繁に繰り返したりする状態であれば、1級から3級までのいずれかの等級に該当し、症状が高度である場合は1級に、症状が著しくはない場合は3級にそれぞれ該当するものとされている。

この点、本件診断書において、「陰性症状様の人格変化を認め」る等の記載があるが、これらの記載からは、請求人の精神疾患（機能障害）は一定の状態にあることが認められるものの、在宅での独居生活や○への通所に係る記載があることも考慮すると、その症状の程度が高度である（1級該当）とまでは認められない。

次に、「能力障害（活動制限）の状態」については、判定基準通知別紙の表の「能力障害（活動制限）の状態」の欄に示されている等級の判定基準によると、①適切な食事摂取、②身辺の清潔保持、③金銭管理と買物、④通院と服薬、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑥身辺の安全保持・危機対応、⑦社会的手続や公共施設の利用、⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加の8項目について、できない場合は1

級に、援助なしにはできない場合は2級に、自発的に又はおおむねできるがなお援助を必要とする場合は3級にそれぞれ該当するものとされている。

また、留意事項通知別紙3(5)において、前記①から③まで及び⑥を日常生活に関連する項目に、その他を社会生活に関連する項目に分類した上で、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある」とされているほか、同(6)において、日常生活能力の程度に応じた等級が示されている。

この点、本件診断書において、日常生活能力の程度については「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」(留意事項通知別紙3(6)の表によると、おおむね2級程度)とされており、日常生活能力の判定については前記8項目のうち、「援助があればできる」(2級該当)とされているものと「自発的に(おおむね)できるが援助が必要」(3級該当)とされているものが、同数の4項目ずつとなっている。

しかしながら、この「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応(日常生活に関連する4項目)に中等度ないしは重度の問題があって、必要な時には援助を受けなければできない程度のもの(留意事項通知別紙3(6))とされているところ、本件診断書において、日常生活能力の判定の「1 適切な食事摂取」、「2 身辺の清潔保持」及び「6 身辺の安全保持・危機対応」は「自発的に(おおむね)できるが援助が必要」(3級該当)とされており、日常生活に関連する4項目中3項目が3級該当とされている。

以上の本件診断書における記載内容等を総合的に勘案すると、請求人の精神障害の状態について、精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)が一定の状態にあり、日常生活及び社会生活に一定の制限を受けていることは認められるものの、施行令第6条第3項に規定する日常生活の制限の程度が著しいもの(2級該当)であるとまでは認められないとして、請求人の等級を3級としたセンターの判定に社会通念上著しく不合理な点は認められず、したがって、当該判定結果に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、請求人の症状は従前から変わっておらず、本件処分によって等級が2級から3級に下がった具体的理由・根拠を明確にしてほしいと主張している。

この点、本件処分の前に請求人に交付されていた手帳については、当時請求人に受

給権があった障害年金の級が2級であったことから等級が2級とされたものであるが（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について別紙第2の3(3)及び第3の1(2)）、本件申請時においては、請求人には障害年金の受給権がなかったため、センターが本件診断書の記載内容に基づき請求人の等級を3級に該当するものと判定し、処分庁が当該判定結果に基づき本件処分を行ったものであることから、等級の決定に至る手続が異なる以上、結果として等級が異なることはあり得るものである。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長）	岸 本 太 樹
委 員	鈴 木 光
委 員	林 賢 一